

■ 次期長崎県外来医療計画（案）概要

1. 計画の背景

- ・ 外来医療機能について、無床診療所の開設状況が都市部に偏っている
- ・ 救急医療体制、グループ診療等の連携が個々の医療機関の自主的な取組に委ねられている等



外来医療機能の偏在等の可視化、外来医療機能に関する地域における協議の実施が必要

2. 計画の概要・性格

- ・ 二次医療圏単位における外来医療に係る医療提供体制を確保するため、地域における外来医療に関する現状及び課題を明らかにしながら、充実が必要な外来機能や外来機能に関する連携強化、偏在是正等について協議を行い、その協議結果を取りまとめ・公表するもの

- ・ 「医療計画」に定める事項として、同法第30条の4第2項第10号に「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」（以下、外来医療計画という。）が追加されたことに伴い、医療計画の一部として令和元年度に新たに外来医療計画を策定

【現行計画】長崎県外来医療計画（令和2～5年度）

【次期計画】第8次長崎県医療計画第6章（令和6～8年度の3年間）

※医療計画（令和6～11年度の6年間）

3. 計画のポイント

①地域における外来医療機能の確保

- ✓ 外来医師偏在指標や外来機能報告による外来機能の見える化促進
- ✓ 地域で不足する医療機能への対応
- ✓ 対象医療機器の配置状況を地域や種類ごとに確保し、共同利用を促進
- ✓ 離島、へき地などにおけるオンライン診療の活用検討

②外来医療の機能分化及び連携

- ✓ 「紹介受診重点医療機関」の指定
- ✓ 県民に対する医療のかかり方に関する普及啓発

③協議を行う場の設置と協議内容等の公表

- ✓ 地域医療構想調整会議を協議を行う場として活用

4. 地域で不足する医療機能への対応

- ・ すべての医療圏において、地域で不足する外来医療機能（※）の検討・協議を行い、充実が必要な外来医療機能を取りまとめ
※市町や郡市医師会向けに実施したアンケートの内容を反映

医療圏	外来医師多数区域	充実が必要な外来医療機能
長崎	多数区域	○初期救急医療提供体制 ○在宅医療提供体制 ○学校医、産業医、乳幼児の保健事業等、公衆衛生医療提供体制
佐世保県北	—	
県央	多数区域	
県南	多数区域	
五島	多数区域	○在宅医療提供体制 ○学校医、産業医、乳幼児の保健事業等、公衆衛生医療提供体制
上五島	—	
壱岐	多数区域	○初期救急医療提供体制 ○在宅医療提供体制 ○学校医、産業医、乳幼児の保健事業等、公衆衛生医療提供体制
対馬	多数区域	○在宅医療提供体制 ○学校医、産業医、乳幼児の保健事業等、公衆衛生医療提供体制

○新規開業時の協議プロセス

①新規開業希望者に対して、開業に当たって事前相談や新規開業の届出様式の入手時などの機会に、開業する場所が外来医師多数区域であることや、外来医療計画に定める協力を求める外来医療機能について情報提供を行う

②診療所の開設届出時において、地域においてどのような医療機能を担うのか、意向等を確認する

③医療機関の新規開設の状況や、新規開業者に求める事項に対する合意状況等について調整会議へ報告を行い、調整会議における協議の概要を公表する

5. 医療機器の効率的な活用

- ・ 効率的な医療提供体制を構築する上で、医療機器についても効率的に活用するため、地域ごとの医療機器の配置状況の可視化を行うとともに、医療機器の効率的な活用を推進

○新規開業時の協議プロセス

①対象医療機器の整備を行う医療機関から提出された「共同利用計画書」について、二次医療圏ごとに定める共同利用の方針に沿った内容になっているか確認

②対象とする医療機器の整備状況や共同利用の方針への合意状況について調整会議へ報告し、協議の概要を公表する

対象医療機器

- ・CT（全てのマルチスライスCT及びマルチスライスCT以外のCT）
- ・MRI（1.5テスラ未満、1.5テスラ以上3.0テスラ未満及び3.0テスラ以上のMRI）
- ・PET（PET及びPET-CT）
- ・マンモグラフィ
- ・放射線治療機器（リニアック及びガンマナイフ）

■ 次期長崎県外来医療計画（案）概要

6. 紹介受診重点医療機関

● 考え方

- 外来機能の明確化・連携を強化し、患者の流れの円滑化を図るため、医療資源を重点的に活用する外来の機能に着目して、紹介患者への外来を基本とする医療機関（紹介受診重点医療機関）を明確化

● 指定までの流れ

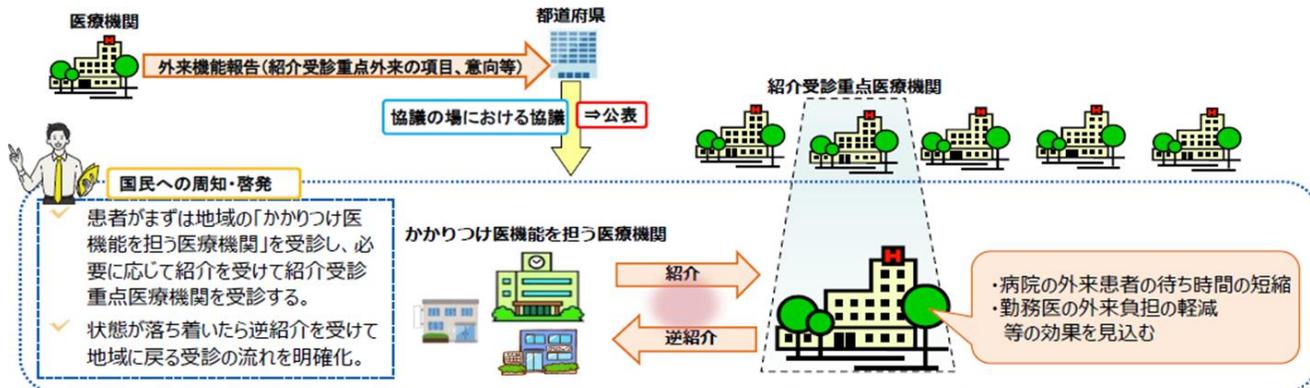
- 医療機関は、「外来機能報告」において外来医療の実施状況や紹介受診重点医療機関となる意向の有無を報告
- 「地域の協議の場」において、医療資源を重点的に活用する外来に関する基準(*)を満たすかどうかや紹介率・逆紹介率を活用して協議
 ※初診に占める重点外来の割合40%以上 かつ
 ※再診に占める重点外来の割合25%以上
- 協議が整った医療機関を都道府県及び厚労省が公表

● 本県の対応

- 令和5年度第1回地域医療構想調整会議において協議を行い、紹介受診重点医療機関の指定を受けた医療機関のリストを県及び厚労省のHPで公表
- 令和6年度以降も、「外来機能報告」における医療機関の意向等をもとに、地域医療構想調整会議での報告や協議を実施

● 紹介受診重点医療機関（令和5年10月時点）

二次医療圏	医療機関名称
長崎	長崎大学病院
長崎	医療法人 光晴会病院
長崎	社会福祉法人恩賜財団済生会支部済生会長崎病院
長崎	長崎みなとメディカルセンター
長崎	日本赤十字社長崎原爆病院
長崎	宗教法人聖フランシスコ病院会 聖フランシスコ病院
長崎	医療法人厚生会 虹が丘病院
佐世保県北	国家公務員共済組合連合会 佐世保共済病院
佐世保県北	独立行政法人労働者健康安全機構 長崎防災病院
佐世保県北	佐世保市総合医療センター
佐世保県北	佐世保中央病院
県央	独立行政法人地域医療推進機構 諫早総合病院
県央	独立行政法人国立病院機構 長崎医療センター
県央	独立行政法人国立病院機構 長崎川棚医療センター



【参考】制度の趣旨

※厚労省資料より

○地域医療支援病院

医療施設機能の体系化の一環として、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を行い、かかりつけ医等の支援を行う医療機関（都道府県知事が個別に承認）

○紹介受診重点医療機関

患者の流れの円滑化を図るため、紹介受診重点外来の機能に着目し、紹介受診重点外来を地域で基幹的に担うことを明確化した医療機関（協議の場の結果をとりまとめ公表）